

令和8年2月 6日
登 企 第204号

登別の図書館を考える有志の会

合田 美津子 及川 奈緒
米田 登美子 田中 博典
澤田 一二 澤田 郁子 様

登別市長 小笠原 春 一

登別市立図書館移転問題に関する公開質問状に対する回答について

貴会より、令和7年12月12日付けで提出のあった公開質問状について、別紙のとおり回答いたします。

なお、今回の回答はあくまでも現時点における内容であり、登別市立図書館の今後のあり方に関する方針については、現在、当面の対応のみならず、将来の新築も見据えて総合的に検討を行っていることを申し添えます。

登別市立図書館移転問題に関する公開質問状に対する回答

貴会より提出のあった公開質問状について、次のとおり回答いたします。

なお、今回の回答はあくまでも現時点における内容であり、登別市立図書館の今後のあり方に関する方針については、現在、当面の対応のみならず、将来の新築も見据えて総合的に検討を行っていることを申し添えます。

1 基本構想・基本計画の不在について

一般的に事業を立ち上げる場合、事前に基本構想、基本計画を練るのが原則と考えておりますが「移転先の決定がなければ策定できない」との回答の繰返して、明確な基本政策が示されませんでした。そのため、各委員の意見が分散し、両論併記の形で閉会してしまいました。なぜ事前に基本政策を示さなかったのか、その理由をお示してください。

(回答)

仮に移転するとしても、将来、新施設を建設することを前提に、基本構想を策定したいと考えております。移転に関しては、それまでの当面の対応として決定することになりますので、基本構想策定に向けた取組を進めながら、移転に向けた準備を行うこととなります。

2 移転候補先施設の物理的課題について

移転候補先施設は、耐荷重・騒音・臭気・バリアフリー・防災対策など多くの問題点が指摘されています。これらの問題が論理的、科学的に検証されなければ、適切な判断を下すには困難です。これらの問題解消をどの様な方法・手順で行うのか、具体的にお示してください。

(回答)

移転の可否を判断するにあたっては、当然、耐荷重・騒音・臭気・バリアフリー・防災対策など、これまで指摘された課題について、解決の方向性が見いだせるか否かを検討しなければならないと考えております。

このうち、バリアフリーや防災対策については、移転候補施設との間で、意見交換を行い、施設所有者として対策を講じる意向について意見交換を行う予定であり、特に、バリアフリーやユニバーサルデザインについては、市として把握している障がい者団体の要望を具体的に伝え、対応の可否を確認したいと考えております。

また、耐荷重や騒音、臭気についても、あらためて検討したいと考えておりますが、仮に機能移転する場合には、新施設の建設を前提に、それまでの当面の対応として決定することになりますので、課題解決の度合いに関しては、一定の考慮が必要と考えております。

3 財政計画の妥当性について

図書館移転は財政と一体となった検討が必要となります。財政難を理由に新設までのプロセスとして、既存商業施設に移転計画との公言ですが移転費用だけではなく、その後の退去費用を考慮した上での計画であるのか、財政不安状況での自主財源に補助金を加味した計画案では、実効性に疑念が残ります。実施設計・実施計画の段階で、どの様に詳細な財政計画と財源確保を示すのかご説明ください。

(回答)

市立図書館の移転事業については、令和6年度に作成した「中期財政見通し」を前提に、補助金や地方債の活用可能性などを参考に検討した結果、財政的な対応は可能と考えておりますが、市立図書館の移転方針を決定した場合には、移転に係るプランにおいて、財源の見通しを具体的にお示しする予定です。なお、仮に移転するとしても、将来、新施設を建設することが前提になりますので、移転に関する計画については、これを考慮した事業規模になるものと考えております。

4 民間施設利用のリスクについて

民間施設は現状および将来において経営面での不安要素が存在します。社会情勢の変化によって、経営や運営に支障が生じた場合の対応をどの様に想定しているのでしょうか。また、賃貸費用・施設改修（バリアフリー等）・防災対策・退去要求があった場合などの多くの問題が山積みしています。施設所有者の交渉条件を明確にし、双方の合意をもって移転可否を判断するのが一般的な手段と考えます。行政の見解を伺います。

(回答)

移転の可否を検討するにあたっては、移転候補施設との間で、施設所有者として施設改修（バリアフリー等）や防災対策を講じる意向について意見交換を行うほか、賃貸費用や退去時の取扱いなどについても、方針を決定する前の段階において、賃貸費用の目安等に関し意見交換を行いたいと考えております。

また、市としては、仮に市立図書館を移転する場合には、市立図書館のあるべき姿を実現するための一助にするとともに、移転先施設の活性化、ひいては中央地区全体の活性化につなげたいと考えており、これについても、方針を決定する前の段階において、市立図書館の移転をどのような形で施設の活性化や周辺小売店等との連携につなげていくのか意見交換を行いたいと考えております。

5 最終決定の手順について

市民として図書館に関する意見、要望は述べられますが、設置の最終決定権は存在せず、図書館検討委員会での諮問、答申にあるように最終決定は行政に委ねることになっています。最終決定はどのような方法で過程を経て行われるのか、明確にお示してください。

(回答)

(移転を含む)市立図書館のあり方に関する方針を決定するにあたっては、移転候補施設にあらためて聞き取りを行うなどして検討を行い、その結果に基づき決定する予定です。

なお、市の方針を経て、正式に移転を決定するためには、市立図書館移転に係る条例改正が必要となるほか、改修費等の予算計上が必要になることから、条例改正案や予算案の審議を経て、市議会での議決が必要となります。